

令和4年4月22日

保護者の皆様へ

県立三条高等学校長

教職員と生徒とのメール・SNS等によるやりとりについて

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動に御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、国内及び新潟県内において、教職員と児童生徒との安易なSNS等のやりとりが発端となった問題事案が発生したことから、教職員が児童生徒とSNS等でやりとりをする場合について、下記のとおり取扱うこととしています。つきましては、御理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1 教職員と生徒との携帯電話での通話及びメール・SNS等の使用について

(1) 携帯電話での通話について

- ・生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か保護者の携帯電話に連絡を行います。
- ・生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導します。
- ・緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所を特定する必要がある場合は、この限りではありません。

(2) メール・SNS等でのやりとりについて

- ・教職員が生徒との間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行いません。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ・生徒との面談や相談等では、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等を使用しません。
- ・生徒からSNS等での相談等があった場合、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげます。
- ・相談の実施場所は、原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅とし、1対1で実施する場合は、部屋の扉や窓を開けるなど疑義を受けないようにします。

3 その他

- ・上記の内容で対応できない状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応します。

担当 教頭 鈴木 信行
TEL 0256-35-5500(代表)
0256-35-5551(直通)